

平成31年度

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生
高校3年生等に
塾費用や受験料を
無利子で貸付

高校、大学等に
入学した場合
返済が免除

中途退学した方の
再チャレンジにも

貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金

対象	中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方 ^{※1}
貸付限度額	200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 ^{※2}
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用 ^{※3}

受験料貸付金(高校受験料)

対象	中学3年生又はこれに準じる方 ^{※1}
貸付限度額	27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 ^{※2}
貸付の範囲	対象となる高等学校等の受験料 ^{※3} ・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可 ・1校当たりの受験料は2万3千円まで

受験料貸付金(大学受験料)

対象	高校3年生又はこれに準じる方 ^{※1}
貸付限度額	80,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 ^{※2}
貸付の範囲	対象となる大学等の受験料 ^{※3}

※1 準じる方とは、中学3年又は高校3年に在籍していない進学を目指す方(高校・大学等中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等)です。

※2 ただし、中学3年生のときに貸付を受け、高校3年生で再度申し込むことは可能です。

※3 目的を同じくする他の公的制度を利用している場合、他の公的制度で受けた額以上に資金が必要なときに限り、その差額について申込が可能です。

※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。

ご利用いただける方

次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方。

- 1 世帯の生計中心者(20歳以上)であること
- 2 世帯(父母等養育者)の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること

世帯人数	2人	3人	4人	5人	...
一般世帯	2,717,000	3,343,000	3,864,000	4,415,000	...
ひとり親世帯	3,018,000	3,788,000	4,415,000	4,832,000	...

※世帯人数とは、父母等養育者及び、18歳未満(就労中の場合は除く)または就学中の子供の人数
※賃貸物件に住んでいる方は年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。
※営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等には、合計所得金額で確認します。(家賃分の減額はできません。)

- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- 4 土地・建物を所有していない(現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。)
- 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- 6 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

※原則連帯保証人が1名必要(困難な場合は連帯借受人可)

お問い合わせ先

福祉保健局生活福祉部地域福祉課 03-5320-4072

お住まいの
区市町村窓口